

第1章 計画の策定にあたって

1 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

(1) 国の状況

国は、平成14年3月に母子家庭等自立支援対策大綱を公表し、母子寡婦対策を根本的に見直し、その再構築を目指すため、ひとり親家庭に対する「きめ細やかなサービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立支援」に主眼をおいた改革を実施することとしました。これは、これまでの母子家庭に対する経済的支援中心の施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策へ転換することを目指したものです。

これを受けて、平成14年度には母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等が改正され、母子及び寡婦福祉法第12条に、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」と言います。）」の策定について規定されました。

また、平成15年4月に国は、対象期間を平成15年度から19年度とした「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」と言います。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。

この基本方針の対象期間が終了したことから、平成20年度には、対象期間を平成20年度以降5年間とした新たな基本方針を公表しました。この新たな基本方針は、これまでの総合的な自立支援施策の推進を引き継ぎつつ、特に就業支援策及び養育費確保策（相談機能）を強化することとしています。

(2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、計画期間を平成17年度から21年度とした「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画(以下「第1期計画」と言います。)」を策定しました。この計画に基づき、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

特に就業支援については、平成17年に職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月に、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナスナゴヤを開設するなど、重点的に実施してきました。また、経済的支援としては、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

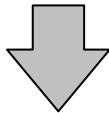
このたび、第1期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、ひとり親家庭等の生活実態の把握や第1期計画に定める施策の評価のため、平成20年度ひとり親世帯等実態調査や自立支援事業利用者アンケートを行うとともに、関係機関や学識経験者等からヒアリング調査などを行い、国の新たな基本方針を踏まえて「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画(以下「第2期計画」と言います。)」を策定するものです。

策定の経緯

- 平成14年3月 **母子家庭等自立支援対策大綱**
- ・ きめ細やかな福祉サービスの展開
 - ・ 母子家庭の母に対する就業支援

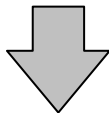
- 平成14年11月 **母子及び寡婦福祉法**改正
- ・ 自立促進計画の策定

- 平成15年4月 **国の基本方針（対象期間：平成15年度～平成19年度）**
- ・ 母子家庭施策の総合的な展開
 - ・ 自立促進計画の基本となるべき事項



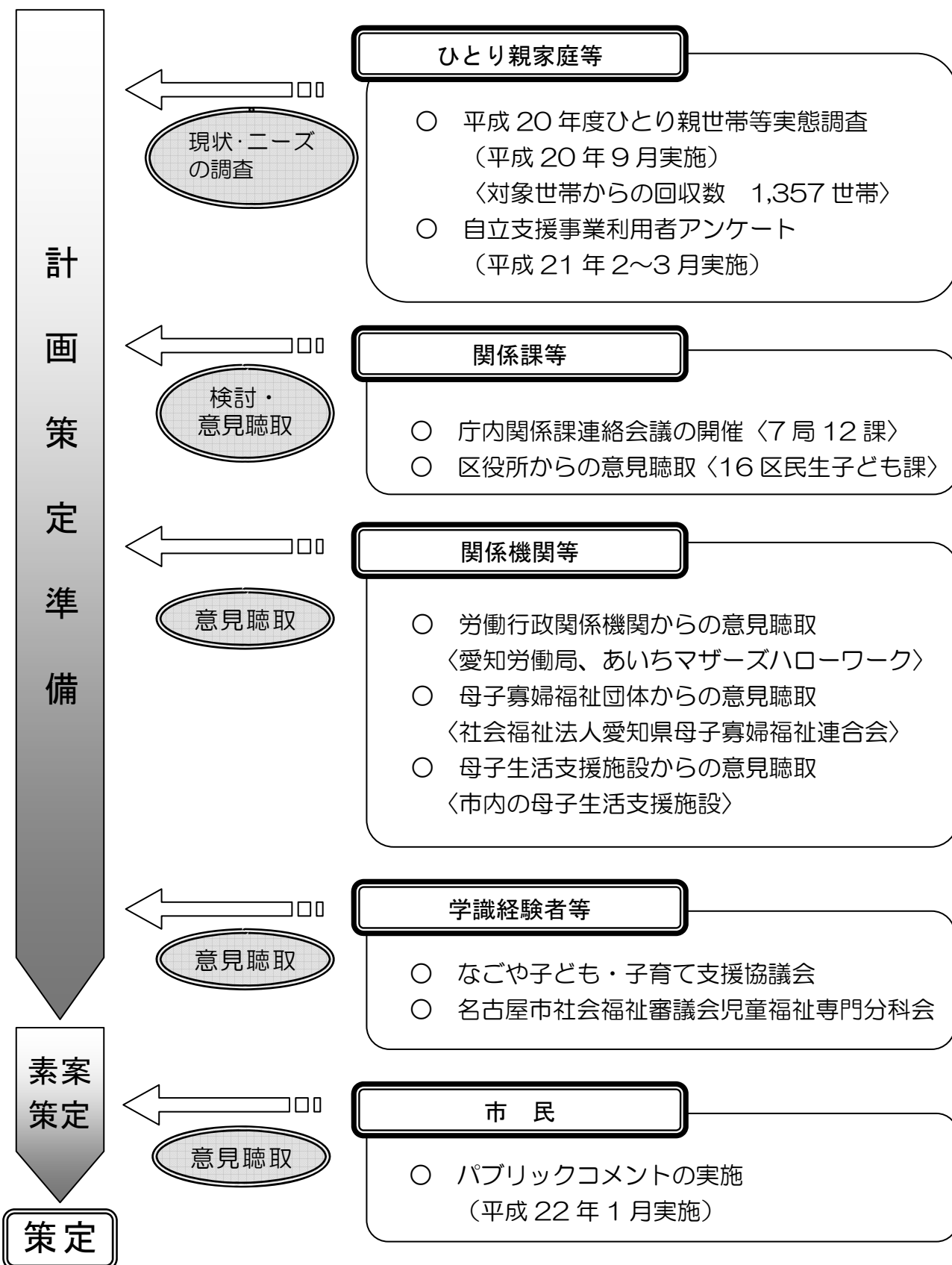
- 平成17年3月 **第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画**の策定
（対象期間：平成17年度～平成21年度）
○就業支援を中心とした総合的な自立支援

- 平成20年4月 **国の基本方針（対象期間：平成20年度～平成24年度）**
- ・ 母子家庭施策の総合的な展開
 - ▶ 養育費確保に向けた取り組みの推進
 - ▶ 就業支援のより一層の強化
 - ・ 自立促進計画の基本となるべき事項



- 平成22年3月 **第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画**の策定
（対象期間：平成22年度～平成26年度）

策定の流れ



2 第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

(1) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法に基づき策定するもので、「子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

(2) 目標

ひとり親家庭等自立支援計画は、第1期、第2期ともに、各家庭の必要性に応じて総合的に自立を支援することにより、家庭の生活の安定と向上を図るとともに、これらの家庭で育つ子どもの健やかな成長を支えることを目標とします。

(3) 対象期間

平成22年度から平成26年度の5年間

(4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

(5) 語句の定義

母子家庭 配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭

父子家庭 配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭

寡婦 子どもが20歳に到達した母子家庭の母

ひとり親家庭 母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭等 母子家庭、父子家庭、寡婦